

2021年9月14日

投資主各位

東京都港区虎ノ門一丁目2番8号
日本再生可能エネルギーインフラ投資法人

執行役員 藤原 勝

第4回投資主総会招集ご通知の一部修正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2021年9月3日付で投資主の皆様にご送付申しあげました「第4回投資主総会招集ご通知」の記載内容に一部誤りがございましたので、お詫び申し上げますとともに、本投資法人のウェブサイトをもって下記のとおり修正申し上げます。なお、修正箇所は網掛けで表示しております。

敬具

記

【修正箇所】 第4回投資主総会招集ご通知 7ページ「第1号議案 規約一部変更の件 2. 変更の内容」

<修正前>

現 行 規 約	変 更 案
<p>③ 上記にかかわらず、金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針によりヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計が適用できるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップ等の特例処理の要件を満たす取引については、金利スワップ等の特例処理を適用することができるものとする。なお、外貨建取引等会計処理基準において為替予約等で振当処理の要件を充足するものについては振当処理を適用できるものとする。</p> <p>(11) ~ (12) (記載省略)</p>	<p>② 上記にかかわらず、金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針によりヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計が適用できるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップ等の特例処理の要件を満たす取引については、金利スワップ等の特例処理を適用することができるものとする。なお、外貨建取引等会計処理基準において為替予約等で振当処理の要件を充足するものについては振当処理を適用できるものとする。</p> <p>(11) ~ (12) (現行どおり)</p>

<修正後>

現 行 規 約	変 更 案
<p>③ 上記にかかわらず、金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針によりヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計が適用できるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップ等の特例処理の要件を満たす取引については、金利スワップ等の特例処理を適用することができるものとする。なお、外貨建取引等会計処理基準において為替予約等で振当処理の要件を充足するものについては振当処理を適用できるものとする。</p> <p>(11) ~ (12) (記載省略)</p> <p>2. (記載省略)</p> <p>(1) ~ (5) (記載省略)</p> <p>(6) デリバティブ取引に係る権利 (第1項第10号③に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合) 第1項第10号①又は②に定める価額</p>	<p>② 上記にかかわらず、金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針によりヘッジ会計の要件を充足するものについては、ヘッジ会計が適用できるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により金利スワップ等の特例処理の要件を満たす取引については、金利スワップ等の特例処理を適用することができるものとする。なお、外貨建取引等会計処理基準において為替予約等で振当処理の要件を充足するものについては振当処理を適用できるものとする。</p> <p>(11) ~ (12) (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(1) ~ (5) (現行どおり)</p> <p>(6) デリバティブ取引に係る権利 (第1項第10号②に基づき、金利スワップの特例処理を採用した場合) 第1項第10号①に定める価額</p>

以上